

重度心身障害者(児)医療費助成制度 (以下「重度医療」という)の改正点と概要

[重度医療制度とは]

重度心身障害者(児)の健康と福祉の増進並びに医療負担の軽減を図るため、医療保険一部負担金^{※1}を市が助成するもの。

※1 一部負担金：医療機関等において、保険診療分に対し窓口にて自己負担しなければならない額。

[現行の制度]

- 1、身体障害者手帳1・2級、千葉県療育手帳^①・Aの所持者（県補助金対象）
 - ・ 県内契約医療機関は現物給付、それ以外は償還払い。
 - ・ 通院（医科・歯科・柔整）300円/回、入院300円/日、調剤 無料。
 - ・ 市民税所得割非課税世帯は無料。
 - ・ 自由診療、予防接種、介護保険費用等は対象外。
- 2、精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者（市独自助成）
 - ・ 精神疾患以外の医療保険一部負担金1/2の額を助成。（精神通院部分は自立支援医療の精神通院、精神入院部分については精神障害者入院医療費助成制度でそれぞれ対応。）

[今回の改正点]

今回の改正は、千葉県が「重度心身障害者(児)医療給付改善事業」の対象拡大を決定したことを踏まえ、改正する。

精神障害者保健福祉手帳1級所持者を身体・療育手帳の所持者と同様の内容に範囲を拡大し、一般科・精神科問わず、入院・外来両方を対象とし、令和2年8月1日より実施する。

[改正の経緯と経過]

1、改正の背景

千葉県では、市町村が対象者に対し助成した医療保険一部負担金に補助を行っており、身体障害者手帳1・2級、千葉県療育手帳^①・Aの所持者を補助対象としている。

しかし、身体・知的・精神の三障害平等の観点により、全国的に精神障害者への対象拡大が進んでいること、関係団体や市町村議会から多くの要望や意見が寄せられていた。

2、千葉県の意向

(1) 平成 31 年 2 月定例県議会

平成 31 年 2 月 14 日 [質問者] 自民党 木下敬二議員

【質問】

現在、身体と知的の障害者のみ対象となっている重度心身障害者（児）医療給付改善事業の精神障害者への対象拡大について、どのように考えているのか。

【答弁】

本制度の対象者の拡大については、これまで関係団体や市町村議会から多くの要望や意見が寄せられているところですが、実施主体である市町村の賛成意見が大幅に増加し、協議の環境が整ったことなどから、本県においても、精神障害者への助成を実施する方針で具体的な検討を進めていくことといたしました。

(2) 令和元年 12 月 3 日 障推第 2352 号 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課長

「重度心身障害者（児）医療給付改善事業」の精神障害者への対象拡大について（通知）

【通知内容】

市町村意向調査の結果や会議、専門家からの意見聴取の結果を踏まえ、下記内容準備を進めていくことにしたので、各々対応願いたい。

記

- ① 対象とする手帳の等級 精神保健福祉手帳 1 級所持者
- ② 対象とする医療の範囲 一般科・精神科を問わず、入院・通院両方を対象とする。
- ③ 実施時期 令和 2 年 8 月 1 日

3、市の動き

県からの情報をもとに、令和 2 年第 2 回定例会へ議案上程予定。

[精神保健福祉手帳所持者の現行制度と改正による変化]

現行制度		改定(案)				
対象：精神 1・2 級		精神 1 級			精神 2 級	
支払方法	償還払い	支払方法	現物給付		変更なし	
自己負担額	・ 医療保険診療自己負担額の半額 ・ 精神疾患以外の医療費が対象	自己負担額	非課税世帯	自己負担なし	変更なし	
			課税世帯	通院1回		
				入院1日		
				調剤	0円	

- ・償還払いから現物給付へ医療機関等の窓口での支払方法が変更。

(ただし、千葉県外の医療機関等受診や受給者証不提示の場合等は償還払い。)

償還払い→医療機関等に費用を一旦支払い、後日請求。

現物給付→受給資格者証を提示することにより定額一部負担金以外の費用を支払うことなく、診療や投薬等の医療サービスを受けられる仕組み。

- ・公費負担医療制度が優先。

自立支援医療(更生医療・精神通院医療)、一般特定疾患治療研究事業等の受給者は当該の受給資格者証提示を医療機関窓口で行う必要あり。

- ・自由診療分(健康診断、予防接種、薬の容器代等)、入院時の食事療養費、室料、ベッド代、オムツ代等は対象外。

- ・精神保健福祉手帳2級所持者の助成内容については、変更なし。

[受給券の取扱い] ※加入健康保険の状況によっては一部例外有。

(通常) 受給券の有効期限 8月1日～翌年7月末日

(精神保健福祉手帳の有効期限が翌年の7月より前で切れる場合)

受給券の有効期限 8月1日～手帳の有効期限と同日